

**「波動・情報転写による効果・性能をうたった商品」の
表示に関する科学的視点からの調査結果について**

平成21年6月

東京都生活文化スポーツ局

はじめに

消費者の健康志向などを背景に、「波動・情報転写による効果・性能」をうたった様々な商品が販売されている。

例えば、「自分の身体の『健康情報を記録した水』を飲むことにより、自己回復機能にスイッチが入る」「有害波動のある場所に置いておくだけで異常波動を中和」など、一見、科学的な根拠に基づくかのような効果・性能を表示している。

こうした状況に呼応するかのように、消費生活相談においても、「波動・情報転写による効果・性能」について疑問の声も寄せられている。

東京都では、これらの商品のうち、「波動・情報転写による効果・性能」をうたった商品10品目について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）の観点から、事業者に対し表示の根拠について説明を求めるなど調査を実施し、専門家の助言を得ながら表示に関する科学的な視点からの検討を行った。

なお、平成15年度に景品表示法が改正され、都道府県知事による執行力の強化が図られるとともに、第4条第2項の新設により、効果・性能に関する表示については公正取引委員会が事業者に対してその合理的根拠を求めることができることとなった。

本件調査は、こうした法改正の趣旨を受けて、同法第9条の4に基づく報告徴収等により事業者に資料の提出を求め、これを検証したものである。

「波動・情報転写による効果・性能をうたった商品」の表示に関する調査・検討の概要

1 調査対象

波動や情報転写による様々な効果・性能をうたっている商品の表示を対象とした。

「波動・情報転写による効果・性能をうたった商品」に係る表示 10件
（カタログ1件、雑誌広告7件、インターネット表示2件）

商品 A	「情報転写」に関する機器
商品 B	「波動」に関する置物
商品 C	「波動」に関する機器
商品 D	「波動」に関する機器
商品 E	「波動」に関する機器
商品 F	「波動」に関するボール
商品 G	「波動」に関するマグカップ
商品 H	「波動」に関するご飯茶碗
商品 I	「波動」に関するスプレー
商品 J	「波動」に関する水

2 調査期間

平成20年12月から平成21年4月まで

3 調査の方法

事業者に対し、表示の根拠となる客観的事実について、文書により質問した。

事業者からの回答について、専門家の助言を得ながら、これを科学的視点から検証・評価するとともに、さらに不明・疑問な点について再質問を行った。

再回答を受領するに当たっては、併せて事業者との面談により必要な質問等を行った。

専門家の助言を得ながら、事業者からの再回答について科学的視点から検証し、最終的に表示の根拠について評価を行った。

波動とは

物理学では、空間や物体のある場所に生じた変化が、次々に周囲のある地点から他の地点に伝わっていく現象を「波」又は「波動」と言う。波の要素として、波長、振幅、周期、振動数などがある。

波の伝わる物質等により水面の波、音波、地震波、電磁波など様々な種類がある。

[波動の要素]

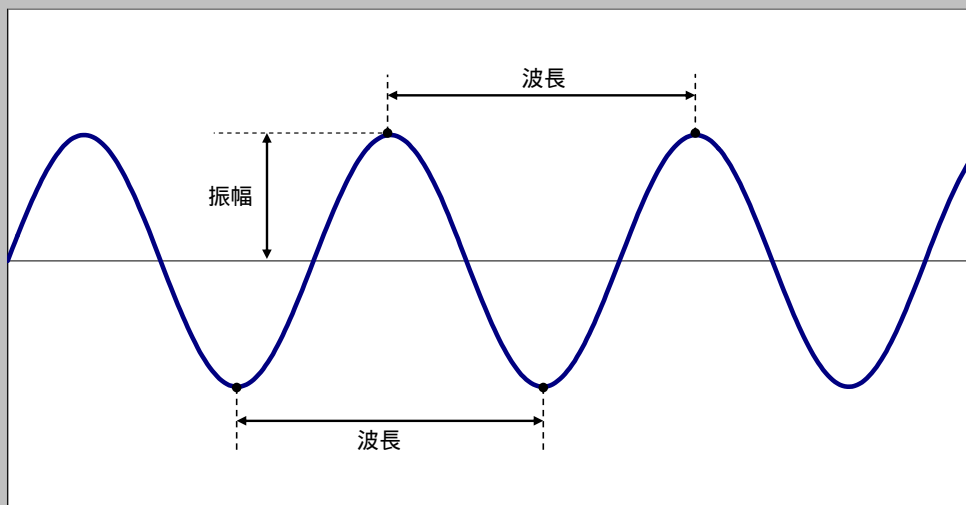
波長 : 1サイクルの波の長さ

振幅 : 波動の振動の大きさ

周期 : 波が一回振動するのに要する時間

振動数 : 波が単位時間に振動する回数

波の要素



「波動・情報転写による効果・性能」に関する表示とその根拠に対する評価

1 「波動・情報転写による効果・性能」としてうたわれている主な表示

調査対象とした商品の表示には、「波動・情報転写」に関して、以下のような健康上の効果や機器等の性能がうたわれている。

商品の主な表示

商品		健康上の効果	機器等の性能
商品A	機器	・自分の身体の『健康情報を記録した水』を飲むことにより、脳に新鮮な自分の情報がインプットされ自己回機能にスイッチが入る	・体内情報を飲料水や身のまわりのものに簡単にコピーできる
商品B	置物	・波動が生活を革新する ・気を整え、汚染された環境から人間等を守る	・電磁波など人工の有害波動のある場所に置いておくだけで、異常波動を中和
商品C	機器	・波動が生活を革新する	・あらゆる物質ならびに動植物の振動を測定できるばかりでなく、バイオレゾナンス・セラピー（波動調整）もできる
商品D	機器	・波動が生活を革新する ・被験者と薬や食べ物の相性も判定できる	・人体のエネルギーの滞りもチェックできる
商品E	機器	・波動が生活を革新する	・訓練を積むことにより放射感受性が増し、人や物の波動の正否が明確に調べられる
商品F	ボール	・波動計測ではめったに検出されない高い数値を示し、生体・細胞に共鳴し、乱れた波動を矯正する働きを持つ	・器がパワーを放つ ・細胞と響き合う「生体共鳴食器」
商品G	マグカップ		
商品H	ご飯茶碗		
商品I	スプレー	・高水準の天然ミネラルと超波動により体の隅々まで行き渡り、私たちが持っている自然治癒力を引き出し健康な毎日をサポートしてくれる	・ミネラル配合水に波動を転写 ・超波動水は正常な状態の波動を記憶
商品J	水	・ストレスを感じたら、今日から始める波動の力 ・精神安定効果や体内コラーゲンを生成	-

2 「波動・情報転写による効果・性能」に関して提出された資料とその根拠に対する評価

各事業者から、効果・性能に関して提出された資料は以下のようなものであった。

表示された効果・性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していないものがあった。

- ・提出資料は、測定器の測定方法等に関する資料であり、機器の原理及び商品の効果を説明した資料ではないものがあった。
- ・提出資料は、商品の特許関係資料であったが、商品の効果・性能を直接示す根拠にはならない資料であった。

効果・性能に関して、当該商品の試験・調査が、社会通念上及び経験則上妥当と認めら

れる方法で実施されていないものがあった。

「波動」「情報転写」がヒトの身体にどのように作用して、表示した効果が得られるのかそのメカニズムを検証した資料はなかった。

「波動・情報転写による効果・性能」の根拠として提出された資料は、表示内容と適切に対応したものとはいえず、これら効果・性能に関する表示は客観的な根拠に基づくものとは認められなかった。

この他に、各事業者から、効果・性能に関する資料が、提出されないものもあった。

< 商品 A >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
情報転写機	液体の磁気処理方法に関する特許関係資料	提出資料は、発明者に特許権が存在することを証明するものであり、発明の効果・性能を実証したものではない。したがって、提出資料は、情報転写の原理を説明するものとは認められない。
自分の身体の「健康情報を記録した水」を飲むことにより、改めて脳に新鮮な自分の情報がインプットされ自己回復機能にスイッチが入ります。	データの提出なし。	当該商品を使用した水を飲むことで、自己回復機能にスイッチが入ることについて客観的事実を示すデータは提出されなかった。
カセットテープに声を録音するかなのような手軽さで、あなたの体内情報を飲料水や身のまわりのものに簡単・スピーディにコピーできます。	データの提出なし。	当該商品が体内情報を飲料水や身のまわりのものにコピーできることについて客観的事実を示すデータは提出されなかった。

< 商品 B >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
電磁波など人工の有害波動のある場所に置いておくだけで、その異常波動・有害波動を中和して気を整え、汚染された環境から人間、動物、植物を守ります。	科学雑誌の波動特集等を引用した波動の説明資料 測定器の測定方法等に関する資料	提出資料は、当該商品の効果、性能を示すものではなく、商品が異常波動を中和することについて客観的に実証するものとは認められない。

< 商品 C >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
個体、液体、気体、有機・無機を問わずあらゆる物質、ならびに動植物の振動を測定できるばかりでなく、パイオレゾナンス・セラピー(波動調整)もできる最新のコンパクト型。	科学雑誌の波動特集等を引用した波動の説明資料 測定器の測定方法等に関する資料	提出資料は、当該商品の効果、性能を示すものではなく、商品が波動調整を行うことについて客観的に実証するものとは認められない。

< 商品 D >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
人体のエネルギーの滞りもチェックでき、さらに被験者と薬や食べ物の相性も判定できます。	科学雑誌の波動特集等を引用した波動の説明資料 測定器の測定方法等に関する資料	提出資料は、当該商品の効果、性能を示すものではなく、商品で被験者と薬や食べ物の相性を判定できることについて客観的に実証するものとは認められない。

< 商品 E >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
訓練を積むことにより放射感受性が増し、人や物の波動の正否がより明確に調べられます。	科学雑誌の波動特集等を引用した波動の説明資料 測定器の測定方法等に関する資料	提出資料は、当該商品の効果、性能を示すものではなく、商品で人や物の波動の正否が調べられることについて客観的に実証するものとは認められない。

< 商品 F・G・H 共通 >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
器がパワーを放ちます！細胞と響き合う「生体共鳴食器」	微弱エネルギー計測表	提出資料は、「社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法」とは認められず、客観的に実証された内容のものであるとは認められない。
波動計測では、めったに検出されない高い数値を示し、生体・細胞に共鳴し、乱れた波動を矯正する働きを持ちます。	微弱エネルギー計測表	提出資料は、当該商品の効果、性能を示すものではなく、商品が乱れた波動を矯正することについて客観的に実証するものとは認められない。

< 商品 F >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
一般的なセラミックボールと違い、浄水器・名水百選・ミネラルウォーターの水をはるかに超える高波動の共鳴水が簡単に作れます。	微弱エネルギー計測表	提出資料は、「社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法」とは認められず、客観的に実証された内容のものであるとは認められない。

< 商品 H >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
毎日のご飯がたちまち美味しく波動アップ	微弱エネルギー計測表	提出資料は、「社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法」とは認められず、客観的に実証された内容のものであるとは認められない。

< 商品 I >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
RO純水の製造過程と特殊技法による波動化によりクラスターはナノ規模にまで微粒化しており、肌からの体内浸透を容易とします。	RO純水の優位性等の説明資料 当該商品に含まれるミネラルの説明資料	提出資料は、当該商品の効果、性能を示すものではなく、商品が肌からの体内浸透を容易とすることについて客観的に実証するものとは認められない。
高水準の天然ミネラルと超波動により体の隅々まで行き渡り、私たちが持っている自然治癒力を引き出し健康な毎日をサポートしてくれます。	データの提出なし。	当該商品が自然治癒力を引き出すことについて客観的事実を示すデータは提出されなかった。
超波動水は正常（健康）な状態の波動を記憶していて、それを体内に取り込むと、血液や体液を通して全身を巡り、体内の細胞が共鳴し悪い箇所がどんどん修復される働きがあるといわれています	データの提出なし。	当該商品が健康な状態の波動を記憶していることについて客観的事実を示すデータは提出されなかった。

< 商品 J >

表示内容	提出された根拠資料	評価結果
ストレスを感じたら、今日から始める波動の力。シリカ配合で、身体の内部から疲れをほぐす。	データの提出なし。	「波動の力」についての説明及び当該商品が疲れをほぐすことについて客観的事実を示すデータは提出されなかった。
精神安定効果や体内コラーゲンを生成	データの提出なし。	当該商品に精神安定効果あることや体内コラーゲンを生成することについて客観的事実を示すデータは提出されなかった。

おわりに

消費者の健康志向の高まりなどを受けて、商品やサービスについて、一見、科学的な根拠に基づいて、さまざまな効果・性能があるかのように表示しているものが多くみられる。

今回行った「波動・情報転写の効果・性能」の表示に関する調査においては、次の三点が認められた。

「自己回復機能にスイッチが入る」「乱れた波動を矯正する」など健康上の効果をうたった表示の根拠として提出された資料は、客観的事実に基づくとは認められないものだった。

「異常波動を中和」「正常な状態の波動を記憶」など販売している機器等の性能をうたった表示と当該商品がそのような性能を持つこととの関連性が不明確であり、表示の根拠として提出された資料は客観的事実に基づくものとは認められないものだった。

事業者の中には、取扱商品について十分な情報や表示の根拠を持たないまま、表示を行っているものがある。

このような表示は、その商品について実際のものよりも著しく優良であると消費者に示すことにより、不当に顧客を誘引するものであり、景品表示法が禁止する不当表示に該当するおそれがある。

【消費者へのアドバイス】

消費者においては、一見、科学的な根拠に基づくかのようにみえる効果・性能をうたった表示であっても、これをうのみにせず、多角的に情報を収集したり、東京都消費総合生活センターに相談するなどして、商品・サービスを合理的に選択していく必要がある。

【販売事業者への注意】

製造者から提供された情報を基にカタログやウェブページを作成し、これを一般消費者に対して表示する販売事業者は、その表示内容について表示主体者としての責任がある。したがって、販売事業者は、広告の表示内容について、消費者に誤認を与えるようなものがないかどうか、自己の責任において製造事業者等に確認するなど、十分注意する必要がある。

「波動・情報転写による効果・性能をうたった商品」に係る消費生活相談の状況

1 相談件数の推移

都内の消費生活センター等に寄せられている消費生活相談のうち、「波動・情報転写による効果・性能をうたった商品」に係る件数は、下表のとおり過去4年間で80件となっている。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
13件	22件	22件	23件	80件

2 相談内容別内訳

過去4年間の相談件数の内容をみると、いわゆるマルチ商法に関するものが最も多く(32件)、全体の40%を占めている。

「波動・情報転写による効果・性能をうたった商品」に関する相談総件数		80件(100.0%)
	いわゆるマルチ商法に関する相談	32件(40.0%)
	訪問・通信販売に関する相談	24件(30.0%)
	商品の効果・性能に関する相談	12件(15.0%)

事業者が商品の効果・性能を強調していたものや、消費者が商品の効果・性能に関心や疑問を抱いたものを「商品の効果・性能に関する相談」として集計した。

3 波動・情報転写による効果・性能をうたった商品に係る相談事例

妻は介護の仕事をしているが、マルチ商法の波動を使った水の機械に夢中になり、これを飲めば健康になると信じて介護を受けているお年寄りに勧めている。やめさせたい。

夫の父が身体の変動情報をカードに入力する機械とそのカード情報を水に入力して波動水を作る機械のセットを送ってきた。個人の情報を水に写した波動水が体の悪いところに効くというのは本当か。説明会に行ってみたらビジネスの話がされた。

医者によってよいとして波動水を勧められたが信用できるか。MRAで身体を測定した情報を元に波動水を作り、それを飲むと病気が治ると言われた。

子供がアレルギーだが、漢方薬局からドイツ製波動調整機でアレルギーが治ると言われている。違法ではないか。

マッサージに通っている治療院で生体波動を活性化する医療機器を進められた。本当に効果があるのか知りたい。

健康に良いと説明され波動転写器を購入したが、効果がないので商品を返品し返金してほしい。

友人が肺がんの末期という診断を受けた。インターネットで見た医者が波動水を飲めばがんが治ると言っているが、効果があるのか。友人の夫が説明を聞いたがっている。

知人から体によい波動水を作る機器を勧められた。10ヶ月以上飲んだが、全く効果がない。解約したい。

ダイレクトメールで申し込んだ波動共鳴プレスレット。1年以内なら効果が無ければ返品理由を明記して返品できると記載があったので、効果が無いからと返送した。しかし、返金がなく、電話も話中ばかり。どう対応したらいいか。

不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和37年5月15日法律第134号）

（目的）

第1条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの
- 2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第6条第1項及び第2項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（都道府県知事の指示）

第7条 都道府県知事は、第3条の規定による制限若しくは禁止又は第4条第1項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第9条 都道府県知事は、第7条（都道府県知事の指示）の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 （省略）

3 （省略）